訴訟記録等の存する	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付	和解記録の存する
訴訟記録等の閲覧等	秘匿対象者	個人特定事項に係る者
第百三十三条の四第四項第一号	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
第百三十三条の四第七項		

（犯罪被害者等保護法の一部改正に伴う調整規定等）

第二十三条　第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法（以下この条において「新犯罪被害者等保護法」という。）第二十二条第三項及び第四十二条第四項の規定の適用については、新犯罪被害者等保護法第二十二条第三項の表第百三十三条の二第二項の項中「訴訟記録等中秘匿事項届出部分」とあるのは「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書に係る訴訟記録等の閲覧等

秘匿決定に係る秘匿対象者	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
個人特定事項に係る者	

」と、

秘匿決定に係る秘匿対象者	秘匿決定
個人特定事項に係る者	

とあるのは「秘匿決定に係る秘匿対象者　個人特定事項に係る者」と、同表第百三十三条の四第二項の項中「訴訟記録等の存する

訴訟記録等の閲覧等	和解記録の存する
	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付

」とあるのは「訴訟記録等の存する　和解記録の存する」と、新犯罪被害者等保護法第四十二条第四項の表第百三十三条の二第二項の項中「訴訟記録等中秘匿事項届出部分」とあるのは「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十三条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中秘匿事項届出書に係る訴訟記録等の閲覧等

秘匿決定に係る秘匿対象者	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
個人特定	

」とあるのは「秘匿決定に係る秘匿対象者　個人特定事項に係る者

訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する
訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付

」と、同表第百三十三条の四第二項の項中「秘匿決定に係る秘匿対象者　個人特定事項に係る者

訴訟記録等の存する	損害賠償命令事件の記録等の存する
訴訟記録等の閲覧等	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

」とあるのは「訴訟記録等の存する　損害賠償命令事件の記録等の存する」と、

2　従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新犯罪被害者等保護法第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、新刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3　第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第二十四条　国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四百八十四条」を「第四百八十五条まで、第四百八十六条」に、「及び第五百七条」を「、第五百七条から第五百十条まで、第五百十二条、第五百十三条第一項、第二項及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条から第五百十六条まで」に、「言渡しをした」を「言渡しをした」に改め、「東京地方裁判所」と」の下に「、同法第五百十三条第一項中「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定によりその規定に従うこととされる民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの」とあるのは「共助刑の執行を受ける者の所在又は状況に関する資料」と」を加える。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条　削除

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第二十五条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「第百二十一条」を「第百二十一条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百十四条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、非訟事件手続法第百二十一条第一項中「検察官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第二十六条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第百八条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項中「第八十五条」の下に「、第九十八条の二十三」を「第百六十九条」の下に「、第二百七十一条の八第一項及び第四項」を加え、「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める。

第八十三条第三項中「第四百六十九条」を「第四百六十九条第一項」に改める。